

# 同窓会規約

## 第1章 名称

第1条 本会は、独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター附属看護学校同窓会と称す。

## 第2章 目的

第2条 本会の会員の自治によって同窓生の親睦と福祉を図るとともに、専門学術の研究に努めることを目的とする。

## 第3章 本部

第3条 本会は、本部を学校の所在地に置く。

〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲 4768 番地 1

独立行政法人国立病院機構 嬉野医療センター附属看護学校 同窓会本部

## 第4章 資産および会計

第4条 本会の経費は、会費の収入による。ただし、会費は原則として終身会費とし、学校卒業時に徴収する。

## 第5章 顧問

第5条 顧問は学校長として、本会の運営につき相談役となる。

## 第6章 会員

第6条 本会の会員は、正会員および名誉会員とする。

第7条 正会員は、学校の課程を修了した者とし、終身会員とする。自己都合での退会は認めない。

第8条 名誉会員は、学校の教務に携わる者とする。

第9条 名誉会員は、役員になり総会で票決に加わることを認めない。

第10条 正会員は、規約の定めるところにより会費を納めなければならない。

## 第7章 役員および任務

第11条 本会に次の役員をおく。

1 会長 1名

2 副会長 2名

- 3 会 計 2名
- 4 書 記 1名
- 5 幹 事 各回生1名ずつ

第12条 役員の任期は5年間として、欠員の場合は任期が終了するまでの期間、会長が指名する。

第13条 役員は任期終了後でも後任者が就任するまでその職務を行う。

第14条 会長は会を代表し、会務を統理し、総会および役員会の議長を指名する。

第15条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代行する。

第16条 幹事は各クラスより1名選出し、幹事会を組織し、会の執行を握る。ただし、幹事は他役員との兼務を認めない。

## 第8章 会 議

第17条 会議は役員会、幹事会、総会の3種とし、定期および臨時とする。

第18条 定期総会は5年に1回開催する。但し、新興感染症や大規模災害などによって定期総会の開催が困難な場合は、第11条に示す1～5の役員で構成される幹事会を開催し、総会に代わるものとする。

第19条 次の事項は、総会の承認を必要とする。総会開催が困難な場合は、幹事会で承認を必要とする。

- 1 収支決算
- 2 予算に関する事項
- 3 規約の変更
- 4 その他役員会で総会の決議を必要と認めたもの
- 5 総会に於いて出席会員から発議され成立した事項
- 6 役員選出

第20条 会長は必要あると認めたときは、臨時総会を招集することができる。また、次の場合臨時総会を招集しなければならない。

- 1 役員会が総会の招集を必要と認めたとき。
- 2 会員の過半数が書面により会議の目的たる事項を示して、総会の招集を要求したとき

第21条 総会は正会員の3分の1以上の出席で成立する。総会の代わりに開催する幹事会は総会の3分の1以上の出席で成立する。（ただし、総会、幹事会共に委任状を含む）

第22条 会議の承認または決議は出席会員の討議を経て出席会員の過半数の票決によって行い、可否同数のときは議長がこれを決する。

第23条 役員会は次のことについて審議する。

- 1 総会の開催日、目的および場所に関すること。
- 2 本会会議の改正案作成および総会提出に関する事項。

## 第9章 附則

第24条 同窓会誌の発行は、5年に1回とする。

第25条 同窓会役員には会議出席に対し、日当を支給する。

第26条 会員の住所、勤務先の変更、改姓の際は、直ちに独立行政法人国立病院機構嬉野医療

センター附属看護学校同窓会本部まで連絡する責務がある。

第27条 会長を除く役員は基本的に嬉野医療センターに在職する正会員より選出する。役員から次期役員の推薦があった場合は協力する。

1978年同窓会発足年作成  
2004年4月1日改訂（名称変更）  
2023年11月3日改訂

独立行政法人国立病院機構 嬉野医療センター附属看護学校 同窓会本部  
〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲 4768 番地 1  
電話：0954-42-0659 FAX：0954-20-2165  
Eメール：[609-urekan@mail.hosp.go.jp](mailto:609-urekan@mail.hosp.go.jp)